

けんぽニュース



1. 令和5年3月分からの保険料率について

健康保険料率並びに介護保険料率につきまして、現行の料率を変更しない予算案を来たる2月20日の組合会に提議する予定です。組合会にて承認され、正式に決定しましたら来月通知書を送付いたします。

2. 医療費通知について

令和4年7月から同12月までにかかられた医療費についての通知を来月初めに送付いたします。お手数ですが、従業員の皆様に配布をお願いいたします。

なお、この通知の再発行はできませんので、配布の際皆様にご周知くださいますようお願いいたします。(昨年より再三お伝えしておりますように、ハガキタイプのお知らせは今回をもって最後になります。以降は健保が提供している健康ポータルサイト「Pep Up」(webまたはスマホアプリ利用)で通知するお知らせや、国がマイナポータルに掲載するお知らせをご確認ください。)

3. インフルエンザ予防接種補助金の締め切りは本年3月10日(金) 健保着分までです。期日を超えたご請求は受け付けられませんのでご注意ください。

★添付いただく「領収書」の不備が散見されます。特に「インフルエンザ」の名称がない場合は補助金を支給できません。送付前に今一度領収書のご確認をお願いします。

★多人数分の一覧表を作成される場合は、健保の番号順にご記入くださいますよう、ご協力をお願いします。

4. 健保連が作成したリーフレット「迅速な健康保険の加入手続きをお願いします」(事業主様向け)と、「マイナンバーカードの取得と保険証への登録をお願いします」(従業員様向け)を同封いたしました。従業員の皆様およびご家族で、まだマイナンバーカードを取得されていない方がおられましたら、適宜取得されるようお声かけをお願いします。(来年夏以降はかけこみ申請の混雑が予想されます)



12月～1月にかけて実施いたしました「体重測定チャレンジ」に多くの皆様にご参加をいただきました。ありがとうございました。期間中20日以上体重記録された方には2月6日に「500ポイント」を付与しております。ご確認ください。

「健康クイズ」実施のお知らせ

3月1日に新たなイベント「健康クイズ」を実施いたします。健康にまつわる様々なクイズに挑戦いただきます！ 期間中クイズに正解していくと「最大600ポイント」が付与されます。楽しみながらクイズに答えて皆様の「健康リテラシー※」向上に役立ててください。

※健康リテラシー(ヘルスリテラシー)とは、「一定レベルの健康知識、ノウハウに基づいて、健康や医療に関する正しい情報を見極め、理解し、活用できる能力」のことです。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)

従業員・家族がマイナンバーカードで適切に受診できるように 迅速な健康保険の加入手続きをお願いします。

【 マイナンバーカードと保険証の一体化 】

- 政府は、令和 6 年秋に保険証を廃止する方針を示しました。
- 保険証の廃止後は、マイナンバーカードが保険証の代わりとなります。

【 従業員・家族のためにも迅速な手続きを！ 】

- 健保組合へマイナンバーが未届出であったり、加入手続きが遅れると医療機関や薬局で資格確認が出来ず、従業員・家族が困ってしまいます。
- 今は、保険証があれば保険診療を受けられますが、保険証が廃止になると、資格が確認できない場合には、窓口負担が 10 割となる可能性があります。

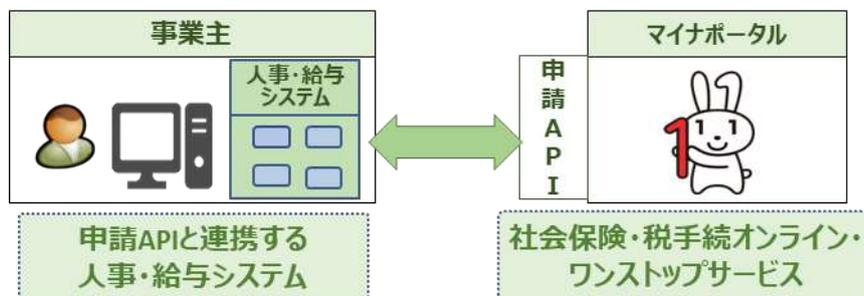


- 保険証の廃止は、従業員・家族への保険証配布・回収に伴う事務負荷やコストの軽減にもつながります。
- 保険証廃止に向け、今後速やかな届出のご協力をお願いします。

留意点

健保組合への加入手続きは、当該事実があった日から 5 日以内にマイナンバーを記載し届出することとされています。（健康保険法施行規則）

【 速やかに届出いただくために電子申請の活用を！ 】



- ▷ 健保組合への電子申請は、マイナポータルへの API 連携が必要です。（人事・給与システムの改修、マイナポータルへの API 連携対応ソフトの導入などが想定されます。ご利用の人事・給与システム事業者にご確認ください。）
【ご参考】申請 API と連携するための仕様書については、マイナポータルの HP で、申請することによって取得できます。
<https://myna.go.jp/html/api/tetsuzukishinsei/index.html>
- ▷ マイナポータルへの電子申請に対応している人事・給与システムの一部は、厚労省の HP で確認できます。
https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/index.html
- ▷ マイナポータルへの電子申請は、電子証明書または g-BizID で認証します。

【 マイナンバーカードを保険証として利用する本人のメリット 】

<p>☑ より良い医療につながる！</p> <p>本人同意のもと、特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報・医療情報等を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。</p>	<p>☑ ピッとするだけで、病院の受付を完了できる！</p> <p>顔認証(または4桁の暗証番号)によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。</p>
<p>☑ 高額な医療費の一時的な支払いが不要に！</p> <p>入院などで、医療費が高額になった場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。</p> <p>※医療機関受診時に本人が同意する必要があります。</p>	<p>☑ マイナポータルで特定健診・薬剤情報・医療情報等をいつでも確認できる！</p> <p>マイナポータルから特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報・医療情報等を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。</p>
<p>☑ 医療費控除の手続きが便利に！</p> <p>マイナポータルを通じて医療費通知情報入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。</p> <p>※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。</p>	<p>☑ 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になりました！</p> <p>令和5年1月から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡す必要がなくなります。</p> <p>※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は、従来どおり紙の処方箋になります。</p>

✓ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。

(ステッカーやポスターが目印)

✓ 現在は従来どおり、保険証でも受診できます。



導入している医療機関・薬局はこちらで確認できます
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



【 Q&A 】

Question	Answer
<p>マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？ また、持ち歩かずに済む方法は検討されていないのですか？</p>	<p>キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。万が一、紛失してしまったら一時利用停止が可能ですので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にご連絡ください。(24時間365日対応しています。) 現在、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載し、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンラインで行政手続等を行うことができる環境の構築が進められています。(令和5年5月11日から。まずはAndroid端末から搭載される予定です。)</p>
<p>マイナンバーカードのうら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？</p>	<p>マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。</p>
<p>マイナンバーカードと保険証を一体化し、保険証を令和6年秋をめどに廃止すると聞きました。 マイナンバーカードを保険証として使える医療機関も少なく、従来の保険証よりも窓口負担が高くなると聞きましたが本当ですか？</p>	<p>令和5年4月から、原則、全ての医療機関・薬局において、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の導入が義務付けられることを踏まえ、現在、設置が進められています。 なお、マイナンバーカードを利用した際の窓口負担額は改定され、マイナンバーカードを利用した方が初診料等の窓口負担が低くなりました。</p>

加入者の皆様へ

マイナンバーカードの取得と保険証への登録をお願いします



【 STEP 1 マイナンバーカードを取得しよう！ 】

① マイナンバーカードを持っていない方に、「QRコード付き交付申請書」が順次送付されています。



「地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)」から送付されます。
総務省のロゴマークも入っています。



QRコードをスマートフォンなどで読み取り、オンラインで申請するか、同封されている返信用封筒を使って、切手なしで郵送申請することもできます。

② 交付申請は以下の4つの方法で申請できます。

➢ スマホで申請！	➢ パソコンで申請！
➢ 郵便で申請！	➢ まちなかの証明写真機から申請！

③ 申請の後「交付通知書」が届きますので、市区町村にマイナンバーカードを取りに行きましょう！
マイナンバーカードの交付手数料は無料です。

マイナンバーカードの申請の内容はこちらで確認できます
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



【 STEP 2 マイナンバーカードに保険証を登録しよう！ 】

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証利用の申込み(初回登録)が必要です(生涯1回のみ)。

<p>① スマホで！</p> <p>マイナポータルアプリを利用して初回登録ができます。</p>  <p>マイナポータルに対応しているスマートフォンはこちら！ https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=10&site_domain=default</p>	<p>② パソコンで！</p> <p>マイナポータルWebサイトにアクセスし初回登録ができます。</p>  <p>※パソコンで初回登録をする場合はICカードリーダーが必要です。</p> <p>スマートフォン・パソコンでの初回登録の詳細はこちら！ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html</p>
<p>③ セブン銀行のATMで！</p> <p>セブン銀行のATMを利用して初回登録ができます。</p> <p>セブン銀行 ATM での初回登録の詳細はこちら！ https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html</p> 	<p>④ 医療機関受診時に！</p> <p>顔認証付きカードリーダーが設置してある医療機関・薬局等では、マイナンバーカードでの受診時に、合わせてマイナンバーカードの初回登録ができます。</p> 
<p>⑤ 各市区町村設置の住民向け端末で！</p> <p>各市区町村の住民向け端末(マイナポータル専用端末)で初回登録ができます。 (詳細は各市区町村にお問い合わせください)</p> 	<p>⑥ マイナポイント手続きスポットで！</p> <p>マイナポイント手続きスポットとはマイナポイント予約・申込手続きが無料でできる場所で、初回登録もできます。</p> <p>イオンのスーパー、ビックカメラ、ヤマダ電機、郵便局、au・ソフトバンク・ワイモバイル・ドコモの各ショップ、セブン銀行ATM、ローソンのマルチコピー機など全国約9万箇所の端末で手続きが可能。</p> <p>・マイナポイントの申込み手続きは、スマートフォンやパソコンでも可能です。 ・マイナポイント手続きスポットにより手続き方法(操作方法)は異なります。 https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/</p> 



マイナポイントをもらうには、「マイナンバーカードの交付申請(令和5年2月未まで)」と「マイナポイントの申込(期限等検討中)」が必要となりますので、お早目に手続きを！

【 マイナンバーカードを保険証として利用すると 】

<input checked="" type="checkbox"/> ピッとするだけで、病院の受付を完了できる！	<input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費の一時的な支払いが不要に！
<p>顔認証(または4桁の暗証番号)によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。</p>  <p>※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。</p>	<p>入院などで、医療費が高額になった場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。</p>  <p>※対応していない医療機関では従来どおり限度額適用認定証が必要です。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 保険証としてずっと使える！	<input checked="" type="checkbox"/> マイナポータルで特定健診・薬剤情報をいつでも確認できる！
<p>転職や就職してもマイナンバーカードに保険証の利用登録をしていれば、保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。</p>  <p>※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。</p>	<p>マイナポータルから特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。また、本人同意のもと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。</p> 
<input checked="" type="checkbox"/> 医療費控除の手続きが便利に！	<input checked="" type="checkbox"/> 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になります！
<p>マイナポータルを通じて医療費通知情報入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。</p> <p>※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。</p>	<p>令和5年1月から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡すことがなくなります。</p>  <p>※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は従来どおり紙の処方箋のやりとりになります。</p>

- ✓ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。(ステッカーやポスターが目印)
- ✓ 従来どおり、保険証でも受診できます。



導入している医療機関・薬局はこちらで確認できます
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



【 Q&A 】

question	answer
<p>マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？また、持ち歩かずに済む方法は検討されていないのですか？</p>	<p>キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。万が一、紛失してしまったら一時利用停止が可能ですので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にご連絡ください。(24時間365日対応しています。)</p> <p>現在、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載し、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンラインで行政手続等を行うことができる環境の構築が進められています。(令和5年予定。まずはAndroid端末から搭載される予定です。)</p>
<p>マイナンバーカードのうら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？</p>	<p>マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。</p>
<p>マイナンバーカードと保険証を一体化し、保険証を令和6年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを保険証として使える医療機関も少なく、従来の保険証よりも窓口負担が高くなると聞きましたが本当ですか？</p>	<p>令和5年4月から、原則全ての医療機関・薬局において、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の導入が義務付けられることを踏まえ、現在、設置が進められています。</p> <p>なお、マイナンバーカードを利用した際の窓口負担額は改定され、マイナンバーカードを利用した方が初診料等の窓口負担が低くなりました。</p>
<p>マイナンバーカードの保険証利用登録(初回登録)を行えば、転職した際など会社へのマイナンバーの提出は不要になるのでしょうか。</p>	<p>健康保険に加入するための手続きはこれまでと変わりません。年金手帳等と一緒にマイナンバーが確認できるものを会社に提出してください。</p> <p>マイナンバーを提出しなかった場合は、マイナンバーカードを保険証として利用することができません。</p>